

佐賀県食肉衛生検査所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第60号

佐賀県食肉衛生検査所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県食肉衛生検査所管理規則（昭和56年佐賀県規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（所長の専決事項）</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) と畜場法（昭和28年法律第114号）第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(10)～(13) 略</p> <p>2 略</p>	<p>（所長の専決事項）</p> <p>第8条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) と畜場法（昭和28年法律第114号）第17条第1項及び<u>佐賀県と畜場に関する条例（平成15年佐賀県条例第17号）第3条の3第1項</u>の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。</p> <p>(10)～(13) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、平成26年6月1日から施行する。